

資産課税課情報	第 1 号	令和7年2月21日	国 税 庁 資 产 課 税 課
---------	-------	-----------	--------------------

会計検査院の令和5年度決算検査報告における資産税関係の指摘事項について（情報）

標題については、下記のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

なお、指摘事項の内容は、過去の指摘事項に類似するものが見受けられることから、今後も、職員研修の充実、部内資料の活用の徹底及び的確な申告審理の実施等を図り、再発防止に一層留意されたい。

記

1 資産税関係の指摘事項

(1) 件数及び指摘金額（別紙1）

イ 相続税関係

件数：25件（前年度2件） 金額：44,201千円（前年度3,197千円）

ロ 贈与税関係

件数：0件（前年度1件） 金額：0千円（前年度962千円）

ハ 譲渡所得関係

件数：11件（前年度6件） 金額：14,414千円（前年度14,339千円）

(2) 主な指摘事項（別紙2、3）

イ 相続税関係

相続税額の2割加算漏れ、法定相続分の誤り、法定相続人の誤り、未成年者控除の適用誤り

ロ 譲渡所得関係

措置法35条1項の適用誤り、措置法35条3項の適用誤り、措置法39条の適用誤り、取得費の計算誤り、長期・短期区分の誤り

(3) 発生原因別件数（別紙4）

指摘事項の発生原因別件数の内訳は、全て「納税者の申告誤りを見過ごしたもの」となっている。

2 再発防止のための措置

再発防止の観点から、例えば、次に掲げる措置等を講じる。

(1) 職員研修の充実

職員に対し、今回の指摘事項及び指摘を受けるに至った理由について周知するとともに、特に各種特例の適用要件に関しては、研修資料等に織り込むことにより注意喚起を行う。

また、部内資料等を十分に検討していれば、徴収不足とならなかつたと想定される事案も見受けられたため、統括官等は申告審理や調査の際にも部下職員等を指導する。

(2) **的確な申告審理の実施**

申告審理に当たっては、別紙3の指摘事項及び過去の指摘事項について特に留意する。

(3) **納税者等に対する説明**

納税者及び税理士に対する各種説明会、申告相談等において、税法の一般的な説明のほか、特に誤りの多い事項、各種の特例の適用要件等についても併せて説明するなど、申告誤りの未然防止に努める。

○ 件数及び指摘金額

区分 局別	相続税		贈与税		譲渡所得		資産税 計		(参考)租税計		
	件数	金額(千円)	指摘	金額(千円)	指摘	金額(千円)	指摘	金額(千円)	指摘	金額(千円)	
東京	4年	0 2	0 3,197	0 0	0 6	0 14,339	0 8	0 17,535	0 53	0 160,641	
	5年	0 7	0 5,162	0 0	0 8	0 10,922	0 15	0 16,084	0 77	0 174,793	
大阪	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	0 4,308	
	5年	0 3	0 10,983	0 0	0 0	0 0	0 3	0 10,983	0 6	0 14,471	
名古屋	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 822	
	5年	0 10	0 13,094	0 0	0 0	0 0	0 10	0 13,094	0 20	0 23,121	
関東信越	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 10	0 26,363	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 1	0 1,782	0 1	0 1,782	0 25	0 69,440	
広島	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 8	0 5,889	
仙台	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 3	0 4,854	
	5年	0 3	0 13,759	0 0	0 0	0 0	0 3	0 13,759	0 9	0 22,177	
札幌	4年	0 0	0 0	0 1	0 962	0 0	0 1	0 962	0 1	0 3,007	
	5年	0 1	0 565	0 0	0 0	0 1	0 952	0 2	0 1,517	0 10	0 7,217
福岡	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 9	0 21,063	
	5年	0 1	0 639	0 0	0 0	0 1	0 758	0 2	0 1,397	0 2	0 1,397
熊本	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 907	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 3	0 5,531	
高松	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 8	0 8,784	
金沢	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 9,324	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
沖縄	4年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	0 5,501	
	5年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	0 1,188	
合計	4年	0 2	0 3,197	0 1	0 962	0 6	0 14,339	0 9	0 18,497	0 85	0 237,855
	5年	0 25	0 44,201	0 0	0 0	0 11	0 14,414	0 36	0 58,616	0 170	0 334,007

(注1) 指摘金額は、徴収過大又は徴収不足となった税額を示す。

(注2) 各欄の上段は徴収過大、下段の計数は徴収不足に係る計数を示す。

(注3) 「(参考)租税計」は、全税目による計数を示す。

○ 指摘事項

1 相続税

指 摘 事 項	件数	構成比	金額(千円)
取引相場のない株式の評価誤り	4	2	100.0% 3,197
	5	0	0.0% 0
相続税額の2割加算漏れ	4	0	0.0% 0
	5	13	52.0% 14,713
法定相続分の誤り	4	0	0.0% 0
	5	9	36.0% 15,461
法定相続人の誤り	4	0	0.0% 0
	5	2	8.0% 13,245
未成年者控除の適用誤り	4	0	0.0% 0
	5	1	4.0% 782
合 計	4	2	100.0% 3,197
	5	25	100.0% 44,201

2 贈与税

指 摘 事 項	件数	構成比	金額(千円)
取引相場のない株式の評価誤り	4	1	100.0% 962
	5	0	0.0% 0
合 計	4	1	100.0% 962
	5	0	0.0% 0

3 貸渡所得

指 摘 事 項	件数	構成比	金額(千円)
措置法31条の3の適用誤り	4	1	16.7% 1,551
	5	0	0.0% 0
措置法35条1項の適用誤り	4	0	0.0% 0
	5	1	9.1% 758
措置法35条3項の適用誤り	4	0	0.0% 0
	5	1	9.1% 804
措置法35条3項適用外分の申告漏れ	4	1	16.7% 3,033
	5	0	0.0% 0
措置法39条の適用誤り	4	4	66.7% 9,755
	5	4	36.4% 3,721
取得費の計算誤り	4	0	0.0% 0
	5	3	27.3% 5,566
長期・短期区分の誤り	4	0	0.0% 0
	5	2	18.2% 3,566
合 計	4	6	100.0% 14,339
	5	11	100.0% 14,414

○ 資産税関係の指摘事項等(1/4)

番号	税目等	年分	指摘事項	指摘金額 (円)	区分	指摘を受けるに至った理由等	指摘の端結となった簿書等
1	相続	R1	相続税額の2割加算漏れ	513,200	③	2割加算漏れ(被相続人の孫養子が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
2	相続	R2	相続税額の2割加算漏れ	541,000	③	2割加算漏れ(被相続人の孫養子が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
3	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	2,618,800	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
4	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	2,618,800	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
5	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	1,309,400	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
6	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	1,309,400	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
7	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	1,309,400	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
8	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	1,309,400	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
9	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	654,700	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
10	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	654,700	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
11	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	654,700	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本

○ 資産税関係の指摘事項等(2/4)

番号	税目等	年分	指摘事項	指摘金額 (円)	区分	指摘を受けるに至った理由等	指摘の端緒となった簿書等
12	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	654,700	③	2割加算漏れ(被相続人の妹、姪、甥が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
13	相続	R3	相続税額の2割加算漏れ	564,900	③	2割加算漏れ(被相続人の孫養子が財産を取得)があるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・戸籍謄本
14	相続	R1	法定相続分の誤り	1,513,800	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・相続関係図
15	相続	R1	法定相続分の誤り	587,800	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・相続関係図
16	相続	R1	法定相続分の誤り	587,800	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・相続関係図
17	相続	R1	法定相続分の誤り	583,200	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・相続関係図
18	相続	R1	法定相続分の誤り	566,700	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・相続関係図
19	相続	R1	法定相続分の誤り	7,575,000	③	半血兄弟姉妹及び代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・法定相続情報
20	相続	R1	法定相続分の誤り	1,704,100	③	半血兄弟姉妹及び代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・法定相続情報
21	相続	R1	法定相続分の誤り	1,704,100	③	半血兄弟姉妹及び代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書 ・法定相続情報
22	相続	R2	法定相続分の誤り	638,900	③	代襲相続人がいる場合の法定相続分に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・相続税の申告書

○ 資産税関係の指摘事項等(3／4)

番号	税目等	年分	指摘事項	指摘金額 (円)	区分	指摘を受けるに至った理由等	指摘の端結となった簿書等
23	相続	R2	法定相続人の誤り	8,599,200	③	基礎控除額や生命保険金の非課税限度額について、法定相続人の数に叔父叔母等を含めて算出をしているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書 ・戸籍謄本
24	相続	R2	法定相続人の誤り	4,646,200	③	基礎控除額や生命保険金の非課税限度額について、法定相続人の数に叔父叔母等を含めて算出をしているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書 ・戸籍謄本
25	相続	R2	未成年者控除の適用誤り	781,500	③	法定相続人でない者に対して未成年者控除を適用しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の申告書 ・相続関係説明図
26	譲渡	R4	措置法35条1項の適用誤り	758,100	③	一部居住の用に供している物件の譲渡について、居住割合に応じた特別控除額の計算方法に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得の内訳書
27	譲渡	R2	措置法35条3項の適用誤り	804,100	③	譲渡した土地上に家屋が2棟ある場合において、被相続人が居住の用に供していた家屋以外の部分についても特例を適用していたにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の申告書 ・譲渡所得の内訳書 ・登記事項証明書
28	譲渡	R2	措置法39条の適用誤り	644,600	③	所得が発生していない物件の譲渡について、措置法39条を適用して損失額を計上し、他の不動産の譲渡に係る譲渡益と損益通算しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得の内訳書 ・相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 ・相続税の申告書
29	譲渡	R4	措置法39条の適用誤り	1,045,400	③	所得が発生していない物件の譲渡について、措置法39条を適用して損失額を計上し、他の不動産の譲渡に係る譲渡益と損益通算しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得の内訳書 ・相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 ・相続税の申告書
30	譲渡	R4	措置法39条の適用誤り	1,019,200	③	所得が発生していない物件の譲渡について、措置法39条を適用して損失額を計上し、他の不動産の譲渡に係る譲渡益と損益通算しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得の内訳書 ・相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 ・相続税の申告書
31	譲渡	R4	措置法39条の適用誤り	1,011,600	③	所得が発生していない物件の譲渡について、措置法39条を適用して損失額を計上し、他の不動産の譲渡に係る譲渡益と損益通算しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得の内訳書 ・相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 ・相続税の申告書
32	譲渡	R2	取得費の計算誤り	686,700	③	減価償却費相当額の計算に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の申告書 ・譲渡所得の内訳書 ・収支内訳書
33	譲渡	R4	取得費の計算誤り	3,927,000	③	減価償却費相当額の計算に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の申告書 ・譲渡所得の内訳書 ・青色申告決算書

○ 資産税関係の指摘事項等(4/4)

番号	税目等	年分	指摘事項	指摘金額 (円)	指摘を受けるに至った理由等		指摘の端緒となった簿書等
					区分		
34	譲渡	R4	取得費の計算誤り	951,800	③	減価償却費相当額の計算に誤りがあるにもかかわらず、省略事案としていたため。	・ 所得税確定申告書 ・ 譲渡所得の内訳書 ・ 青色申告決算書
35	譲渡	R3	長期・短期区分の誤り	1,783,600	③	保有期間が5年未満の資産の譲渡を分離長期譲渡所得として申告しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	・ 所得税の申告書 ・ 譲渡所得の内訳書
36	譲渡	R4	長期・短期区分の誤り	1,782,100	③	保有期間が5年未満の資産の譲渡を分離長期譲渡所得として申告しているにもかかわらず、省略事案としていたため。	・ 譲渡所得の内訳書

(注1) 相続税事案における「指摘金額」欄は納税者(相続人等)ごとに記載している。

(注2) 「指摘を受けるに至った理由等」欄の「区分」は次のとおり。

- ① 資料の作成、収集、活用及び内部連絡等が的確でなかったもの
- ② 法令の適用、所得金額及び税額の計算等について検討が十分でなかったもの(実地調査及び来署依頼等により、申告是認及び更正決定等の処理をしたものについて、批難されたもの)
- ③ 納税者の申告誤りを見過ごしたもの(調査省略事案等について、批難されたもの)
- ④ 課税処理の遅延によるもの
- ⑤ その他のもの

○ 発生原因別件数等

区分 態様	相続税		贈与税		譲渡所得		合計		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
資料の作成、収集、活用及び内部連絡等が的確でなかったもの ①	4年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法令の適用、所得金額及び税額の計算等について検討が十分でなかったもの ②	4年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
納税者の申告誤りを見過ごしたもの ③	4年	2	100.0%	1	100.0%	6	100.0%	9	100.0%
	5年	25	100.0%	0	0.0%	11	100.0%	36	100.0%
課税処理の遅延によるもの ④	4年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他 ⑤	4年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	4年	2	100.0%	1	100.0%	6	100.0%	9	100.0%
	5年	25	100.0%	0	0.0%	11	100.0%	36	100.0%